

[事案 27-271] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 8 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

「糖尿病、腰部脊柱管狭窄症」により 153 日間入院したため、入院給付金を請求したが、支払われたのは 9 日分についてのみであったことを理由に、残りの 144 日分の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

「糖尿病、腰部脊柱管狭窄症」の傷病名にて、153 日間入院し、平成 12 年 10 月および平成 15 年 7 月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したが、支払われたのは 9 日分についてのみであった。

しかしながら、以下の理由により、残りの 144 日分を支払ってほしい。

- (1)入院までの約半年間、自宅での血糖値の調整を行ってきたが、改善できず、主治医の勧めで入院した。抜歯等のために早急に数値を下げる必要があるので入院した。
- (2)自分は一家の柱であり、それぞれの外泊に意味がある。
- (3)平成 22 年および平成 24 年に入院した際には、入院給付金は全額が支払われた。また、本件入院に対して、他の共済からは入院共済金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院開始時の申立人の症状は、入院を要する重篤なものであったとまでは認められない。
- (2)入院期間中に申立人に対して行われた治療内容は、特に入院して行うことを要するものではなかった。
- (3)入院期間中の申立人の症状経過に、入院の継続を要する重篤な所見は見られない。
- (4)入院期間中、多数回の外出・外泊が認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（病院の診療録を含む。）にもとづく審理の他、第三者の専門医の意見を審理の参考にした。なお、事情聴取は申立人が希望しなかったため、実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の症状は、自宅等での治療が困難なために常に医師の管理下において治療に専念する必要があったとまで認めることはできず、約款に定める「入院」に該当するとは言えない。また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。